

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月22日

鳥取県鳥取港湾事務所長 松本 和芳

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取港外簡易標識消耗品交換及び点検業務委託 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行う。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

イ 入札書に記載する金額は、（1）の業務について、（3）業務の期間の総額を見積もった額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が機械等（建物等以外）保守点検のその他に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成26年4月1日以降に、国又は地方公共団体若しくはその他の法人の施設を管理する者が発注した航路標識灯等の保守点検業務（6月以上に渡るもの）を履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部鳥取港湾事務所

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0906 鳥取県鳥取市港町8

鳥取県県土整備部鳥取港湾事務所管理担当

電話 0857-28-2432

電子メール tottorikowan@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和6年5月22日（水）から6月5日（水）までの間に鳥取県県土整備部鳥取港湾事務所ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/tottorikowan/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年5月22日（水）から6月5日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年6月17日(月)午前10時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月14日(金)午後5時とする。

イ 場所

鳥取県鳥取市港町8

鳥取県鳥取港湾事務所研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、表面に業務名、業務場所、所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、密封して提出すること。なお、入札書を持参して入札する場合は、第2回以降の入札は、入札書のみを提出すること。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に入れ、表面に業務名、業務場所、所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和6年6月5日(水)午後5時までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。